平成２４年（フ）第４４号
山梨県富士吉田市下吉田２丁目25番41号
破産者　矢内　正子
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
山梨県富士吉田市下吉田２丁目25番41号
破産者　矢内　浩行
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
静岡市駿河区東新田２丁目15番20―303号、旧住所静岡市駿河区下川原４丁目３番30号
破産者　中村　信也
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９号
名古屋市名東区貴船１丁目139番地　ＯＡＫ－１　３Ｄ号
破産者　奥村　　亨
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１７号
名古屋市瑞穂区白龍町１丁目93番地　藤ハウス302号
破産者　味妻こと　柴田　昭男
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８号
三重県名張市平尾3073番地　ドリームハイツＧＭ201
破産者　ＳＴＣ佐藤設備こと　佐藤　敏一
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２４号
三重県伊賀市小田町153番地
破産者　中林　法次
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０７５号
神戸市垂水区山手６丁目10番７号
破産者　グッドハウスクリーニングこと　大川　寿雄
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１９号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番地２―302、開始決定時の住所神戸市垂水区小束山２丁目16番地の１
破産者　堀　　順三
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４８号
神戸市北区唐櫃台３丁目11番302号
破産者　鈴木　静男
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１１号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6887番地の10
破産者　中島　悦子
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０号
北海道枝幸郡枝幸町本町705番地８
破産者　小野寺隆博
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
盛岡市玉山区好摩字野中278番地12
破産者　高橋ルミ子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０８号
山形市西田５丁目６番４号、住民票上の住所山形県天童市久野本３丁目７番１号
破産者　山口真由美
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
山形県最上郡真室川町大字新町786番地72、破産開始決定時の住所山形県最上郡真室川町大字新町274番地４
破産者　えぞや分店こと　庄司　栄一
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１２号
山形県最上郡真室川町大字新町786番地72
破産者　庄司　榮子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第５７号
群馬県太田市牛沢町1018番地４、申立時の住所群馬県太田市小舞木町392番地１
破産者　有路　啓子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１１３号
群馬県太田市牛沢町1018番地４、申立時の住所群馬県太田市小舞木町392番地１
破産者　有路　　均
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３０５号
横浜市港南区日野５丁目32番17号
破産者　小田　敏信
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５５号
富山県高岡市城東１丁目５番22号　コーポ・ユー１階Ａ号室、住民票上の住所富山県氷見市久目277番地
破産者　インバート山下こと　山下　正樹
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部